

## 「スポーツアイランド沖縄」ロゴマーク使用要領

### (目的)

- 第1条 この要領は、「スポーツアイランド沖縄」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関して必要な事項を定める。
- 2 この要領は、原則として、国内市場に向けた事業に限るものとする。

### (ロゴマークのデザイン等)

- 第2条 ロゴマークのデザイン及び配色については、別紙のとおりとする。

### (権利)

- 第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、沖縄県（以下「県」という。）に帰属する。

### (使用の申請)

- 第4条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ沖縄県知事（以下「知事」という。）の許諾を受けなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。
- (1)スポーツ関係団体及び観光関連事業者等が沖縄のスポーツ振興及び観光振興に資する目的で使用する場合
  - (2)公的機関が実施する沖縄のスポーツ関係 PR 事業等を受託した企業等が公的目的で利用する場合
  - (3)新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に利用する場合
- 2 前項の許諾を受けようとする者は、使用申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- (1)ロゴマークの利用内容がわかる完成見本等
  - (2)その他知事が必要と認める書類

### (使用の許諾)

- 第5条 知事は、前条の使用申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が県のスポーツ振興及び観光振興に寄与すると認めるときは、使用の許諾（以下「使用許諾」という。）をすることができる。
- 2 知事は、使用許諾を行ったときは、使用許諾書（様式第2号）を使用者に交付する。
- 3 前項の許諾には、必要な条件を付すことができる。

### (使用許諾の制限)

- 第6条 ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は許諾しないも

のとする。

- (1)法令または公序良俗に反するものと認められる場合
- (2)「スポーツアイランド沖縄」のイメージの低下に繋がるものと認められる場合
- (3)第三者の利益を侵害するものと認められる場合
- (4)収益を目的とする場合
- (5)特定の個人、政党、宗教団体を支援し、または支援するおそれがあると認められる場合
- (6)風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 条）第 2 条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が関わる事業の場合
- (7)その他知事が不適切と認める場合

（使用の禁止）

第 7 条 知事は、ロゴマークを無断で使用している者に対して、使用の禁止を求めることができる。ただし、第 4 条第 1 項の各号に該当する場合を除く。

（使用上の遵守事項）

第 8 条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)許諾された使用内容の範囲内で使用すること。
- (2)当該使用にかかる露出物の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては写真等を提出すること。
- (3)第 5 条の許諾を受けた権利を譲渡または転貸しないこと。
- (4)ロゴマークを用いた商品の使用、宣伝又は広告に際して、許諾番号をその商品、包装、広告に明示すること。

（許諾内容の変更）

第 9 条 使用者が許諾内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ変更申請書（様式第 3 号）を知事に提出し、知事の許諾を受けなければならない。

2 知事は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを許諾し、変更許諾書（様式第 4 号）を交付する。

（使用許諾の取り消し）

第 10 条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許諾を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を要求することができる。使用者は、使用許諾が取り消された場合、許諾取り消しの日から使用することができない。

- (1)使用者がこの要領に違反した場合
- (2)申請内容に虚偽のあることが判明した場合
- (3)その他ロゴマークの使用継続が不相当であると認められた場合

2 知事は、使用者にロゴマークの使用状況について報告させ、または調査することができる。

(使用独占の禁止)

第 11 条 この要領による使用許諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマークを使用する権利を付与するものではない。

(経費等の負担)

第 12 条 県は、この要領による使用許諾の申請に要した費用及び使用の実施にかかる経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第 13 条 県は、ロゴマークの使用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークを使用した露出物、制作物、商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県に迷惑を及ぼさないよう処理するものとする。

3 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意または過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に補償しなければならない。

(情報の公開)

第 14 条 知事は、ロゴマークの利用促進を図る観点から、ロゴマークの使用許諾の状況について、情報を公開することができる。

(事務)

第 15 条 本要領に関する事務は、沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課が行う。

(雑則)

第 16 条 本要領に定めるもののほか、ロゴマークの管理に必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成 25 年 10 月 31 日から施行する。